

## V. 反対給付のない経常移転の推計について

— 間接税・補助金・損害保険を除く —

(推計担当者 小池良昌)

### 1. 経常移転の内容

一定の会計期間内の生産や消費に向けられるべきもので、有形資産や金融資産の投資に向けられるべきものではない。

反対給付のない移転は本来契約に基くものではなく、また、代償としての性格をもつものではない。

移転された賃貸サービスと交換されたものではなく、また、借入や契約上の債務の支払に充当られるものではない。

民間主体相互の移転は、自由意志に基くものが多いが、政財機關への或いはそれからの移転は、法律に基く義務的なものが殆んどである。

現行国民所得統計においては、政府、個人、海外の3部門間のみについて、限られた移転取引を扱っていたのに対し、新SNAでは部門が拡大され、5つの制度部門について移転取引の詳細を示す仕組み

になっている。

## 2. 推計方法

(1) 直接税 (3. 6. 2)

(2) 強制的な手数料、罰金および料料 (3. 6. 3)

両者は一般政府が受取り、非金融企業、金融機関、家計によって支払われる。一般政府の受取面から推計し、部門分割の上支払額に計上する。

一般政府の受取りは、「決算書」および「地方財政統計年報」の積上やによって求められる。

(問題点) 部門分割は別途検討中。

(3) 社会保障負担 (3. 6. 3)

(4) 社会保障給付 (3. 6. 3)

前者は一般政府が受取り、家計が支払う。後者は一般政府が支払い、家計が受取る。いずれも特別会計に属するものについては「決算書」より、その他についてはそれぞれの給付勘定に関する損益計算書より求め、<sup>等額を</sup>家計部門に計上する。

(5) 社会扶助金 (3. 6. 5)

(96)

これは家計が受取り、一般政府、対家計民間非営利団体が支払う。なお、非金融企業、金融機関の支払もあると思われるが、これについては推計の資料がない。

ア、一般政府の支払は、「決算書」、「地方財政統計年報」から社会扶助金に該当する項目を積上げる。

イ、対家計民間非営利団体の支払いは「非営利団体・娯楽業等実態調査」(経済企画庁)から求める。

ウ、家計部門の受取は一口の合計とする。

(6) 家計に奉仕する民間非営利団体への経常移転  
(3. 6. 6)

対家計民間非営利団体が受取り、一般政府と家計が支払う。

ア、対家計民間非営利団体の受取りは「民間非営利団体調査」から移転的収入(教育、医療を考慮)を求める。

イ、一般政府の支払いは「決算書」から求める。

(97)

ウ、上記アーアイによって家計の支払いを求める。

(問題点)

「民間非営利団体調査」による移転的収入は、非営利団体間の取引が重複して集計されているのではなかろうか。

(ア) 無基金雇用者福祉帰属負担 (3.6.7)

(イ) 無基金雇用者福祉給付 (3.6.8)

この項目は家計の受取りは他の制度部門の支払。

家計の支払は他の制度部門の受取の関係にある。

ア、家計の受取り(支払)は雇用所得の推計値による。

イ、一般政府の支払(受取)は「決算書」、「地方政統計年報」より求める。

ウ、对家計民間非営利団体の支払(受取)は「民間非営利団体調査」からの推計による。

エ、次にアーアーークによる計数を非金融企業、金融機関、個人企業分として雇用者数の比率で分割する(個人企業分は家計部門の内部取引となるので計上しない。)

(問題点)

賃金・俸給に含まれている分についてはこの項目に含めることは不可能である。

(例示) 産用者所得帰属負担 100

企 業		金 融 機 間	
非 金 融	企 業	3.6.8 帰属給付 50	3.6.7 帰属負担 50
一 般 政 府		3.6.8 帰属給付 10	
		3.6.8 帰属給付 5	3.6.7 帰属負担 5
対家計民間非蓄利			
		3.6.8 帰属給付 50	3.6.7 帰属負担 30

(100)

家 計	
3.6.8 帰属給付 5 (個人企業)	3.6.8 帰属給付 100
3.6.7 帰属負担 100 (個人企業)	3.6.7 帰属負担 5 (個人企業)

[ ] の個人企業分については 100 の内数とする。

- (9) 一般政府によるその他の経常移転 (3.6.9)  
(10) 一般政府によって受取られるその他の経常移転  
(3.6.10)
- 両者は、一般政府の受取りと支払のみである。「決算書」から値上げる。  
(11) その他の居住者によるその他の経常移転。(3.6.11)  
(12) その他の居住者によって受取られるその他の経常移転 (3.6.12)

両者は家計部門の推計項目で、企業、家計および家計間の取引が記録される。

内容は不良債権の除却、移住者の送金、家賃の移転、家計間の経済的な現金扶助金、居住家計と非居住家計の現物贈与取引によって構成される。

推計資料の関係から次の2項目を推計上する。

ア 不良債権の除却 (3.6.12へ計上)

貸倒金を計上(現行法人企業から個人への移転のうちの貸倒金)

推計資料は各種金融機関の「取扱業者表」、「

(101)

法人企業統計」の売掛金残高、「商業統計表」  
(通商産業省)の消費販売割合等である。

#### イ、家計額の経常的性格の現金扶助。

##### (ア) 3. 6. 11 へ計上分

「農家経済調査」(農林省)、「家計調査」  
(総理府統計局)等から単位当たり仕送金、  
贈与金の支出額を求め、これに世帯数を乗じ  
て推計する。

##### (イ) 3. 6. 12 へ計上分

「農家経済調査」、「家計調査」等から単  
位当たり他出家族からの送金、仕送金の受取  
額を求める。これに世帯数を乗じて求める。

(ウ) チップは 3. 6. 11 と 3. 6. 12 の等額を計上  
する。(推計方法は検討中。)

##### (オ) 他に分類されない経常移転の純支払

これは非金融企業と、~~金融機関~~について 6. 1 ～  
6. 12 までの分類について、勘定や付表に項目と  
してあらわされない支払と受取の差額である。

#### ア、不良債権の除外

現行 N.I の「法人企業から個人への移転」の  
うちの貸倒金を非金融企業、金融機関に分割し  
て計上する。

#### イ、対家計民間非営利団体への移転

「会社標本調査」(同様)により寄付金、  
分担金を求め、これに、「法人間接資調査」か  
ら得られた対家計分比率を乗じて推計する。

#### (問題点)

受取面の推計が資料の関係で不可能なので、純  
支払としての計上ができます。項目としては推計し  
ないことも考えられる。

## VI. 制度部門別雇用者所得および営業余剰の推計について

乙

(推計担当者 松井信夫)

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 基本概念

制度部門別雇用者所得および営業余剰は、①国内概念および、②企業ベースで推計される。

(2) 推計は企業会計ベースで行なう。企業会計は、企業会計原則に基づいて作成され、発生ベースであるので、新SNAのための調整は原則として行なわない。

(3) 産業分類は中分類(新SNA用)で行なう。

ア. 「法人企業統計」(大蔵省)は、次の点で中分類と異なる。

(イ) 石油製品・石炭製品→その他の製造業に含まれる。

(ウ) 黒鉛・土石製品・精密機械器具→その他の製造業に含まれる。

(エ) 飲食店→小売業に含まれる。

(105)

内閣府  
企画局

イ. 上記(ア)～(ウ)について次のように扱う。

- (ア)のうち、石油製品については、各法人の個別資料から集計する。  
(イ)については、結果原表から集計する。  
(ウ)は表の小分類の推計値をもって組替える。  
(ク) 推計は四半期別とし、これを毎年、年度に組替える。  
(ケ) 産業中分類で、1/4表を作成し、二の合計額を用いて付表ノフロを作成する。  
(コ) 一般政府、公的企業および対象会計民間非営利団体については、別途推計されるので、この結果を用いる。  
(シ) 在庫品評価調整についても別途推計されるので、この結果を用いて営業余剰の調整を行なう。  
(ス) 企業会計では、外國にある支店の収益も含まれるので、この分を控除する。また、「法人企業統計」では、外國法人は調査対象に含まれていないので、この分を加算する。大蔵省資料により、直接投資収益のうち支店収益の受取および支払額を用

い非金融法人の営業収益を調整する。

## 2. 法人および準法人の非金融業

### (イ) 民間雇用者所得

#### ア. 推計方法

(ア) 「法人企業統計季報」(大蔵省)により、

四半期別、産業中分類別に推計する。

(イ) 集計項目は、「役員給料手当」、「従業員給料手当」および「福利費」の雇用者所得相当分とする。

(ウ) 「福利費」の雇用者所得相当分は、「労働者福祉施設制度等調査報告」(労働省)の「現金給与総額に対する現金給与以外の労働費用の割合」から、雇用者所得相当分の福利厚生比率を作成し、これにより推計する。

(エ) 「法人企業統計季報」の調査対象は、資本金1,000万円以上に限定されているので、産業中分類ごとに「全規模拡大比率」を算出し、これを(イ)の推計値に乗じて、全規模の計数

を推計する。

全規模拡大比率は、全規模調査である「法人企業年報」により、総額の資本金1,000万円以上規模に対する比率とする。

#### イ. 問題点

「労働者福祉施設制度等調査報告」には、農林水産業が含まれてない。したがって、これについては、「法人企業統計季報」の計数をそのまま用いることになる。

#### (2) 民間営業余剰。

##### ア. 推計方法

(ア) 「法人企業統計季報」により、四半期別、

産業中分類別に推計する。

(イ) 「営業損益」に全規模拡大比率を乗じて営業余剰とする。

(ウ) 全規模拡大比率は、先に求めたのと同様の方法により、営業余剰について算出する。

#### 3. 金融機関

##### (イ) 民間金融機関雇用者所得

###### ア. 銀行等雇用者所得の推計方法

(ア) 「全国銀行+全国相互銀行+全国信用金庫」について、

人件費-----④

生産額-----⑤

人件費率 = ④ / ⑤ -----⑥

と算出し、

民間金融機関生産額 × ⑥ = 民間金融機関  
雇用者所得

として推計。

なお、全国銀行、全国相互銀行及び全国信用金庫の生産額は、全国民間金融機関生産額の約8割強を占めている。

(イ) 資料として、「全国銀行財務諸表分析」、「全国相互銀行財務諸表分析」および「全国信用金庫財務諸表分析」を用いる。

(ウ) 上記資料により得られるのは、上期および下

期についてのデータであるから、別途推計される金融・保険業の雇用者所得（毎勤ベース）の四半期比率を上および下期を分割して四半期計数を推計する。

#### イ. 保険雇用者所得の推計方法

(ア) 「保険年鑑」および大蔵省資料により、人件費を算出する。

(イ) 四半期については、上記(ア)と同じ。

#### ウ. 民間金融機関雇用者所得

アおよびイの雇用者所得の合計とする。

#### エ. 民間金融機関営業余剰

##### ア. 銀行等の推計方法

(ア) 生産額 - (中間投入 + 雇用者所得 + 固定資本減耗 + 間接税) として推計する。

(イ) 中間投入は、大蔵省資料により、「全国銀行 + 全国相互銀行 + 全国信用金庫」について

中間投入額 ----- ①

生産額 ----- ②

中間投入費率 = ① / ② -- ③

(110)

を算出し、

民間金融機関生産額 × ③ = 民間金融機関  
中間投入額  
として推計する。

#### (ウ) 雇用者所得

上で推計したものと用いる。

#### (エ) 固定資本減耗

大蔵省資料により(イ)と同様の方法で推計する。

#### (オ) 間接税

大蔵省資料により、(イ)と同様の方法で推計

(カ) 四半期については、(ア)で推計した営業余剰を、四半期別に生産額一雇用者所得として、得られる計数の比率に分割する。なお、生産額の四半期は四等分して求める。

#### イ. 保険営業余剰

アに準じて推計。

#### ウ. 民間金融機関営業余剰

ア、およびイの合計とする。

(111)